

## 告 示

### 埼玉県告示第八百四号

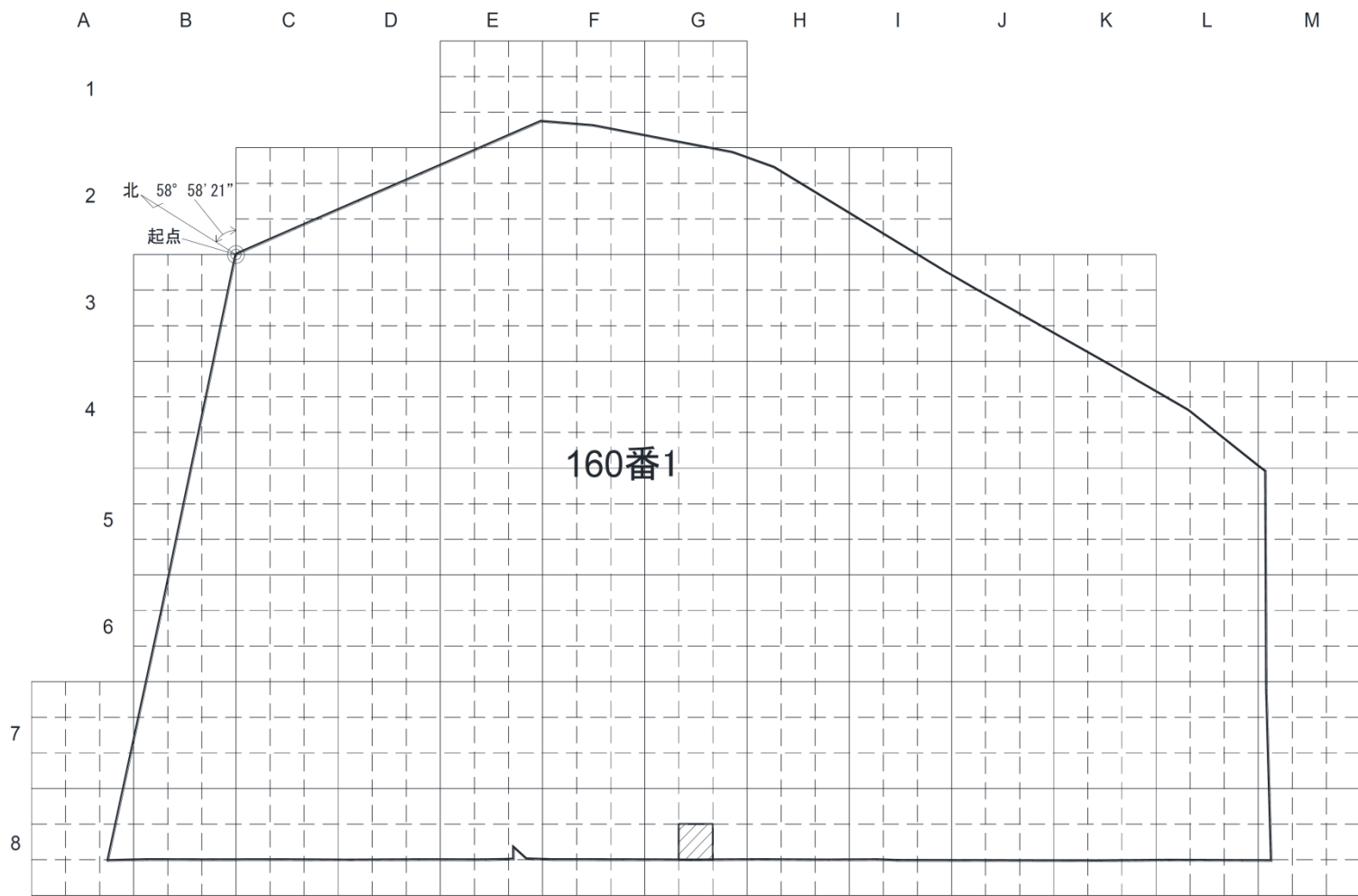
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第七百十号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県鴻巣市前砂字袋百六十番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 三 講じられた指示措置等  
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



【起点】  
 起点は、埼玉県鴻巣市前砂字袋160番1の最北端とする。

【格子の回転角度(58° 58' 21" )】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点として、時計回りに回転させた角度を示す。

---: 単位区画      —: 30m格子  
 —: 敷地境界  
 ▨: 要措置区域の指定を解除する区域

